使用済燃料受入れ・貯蔵施設における廃棄物の管理状況について

本日、原子力安全・保安院から、使用済燃料受入れ・貯蔵施設における廃棄物の取扱いに関して指示文書を受領した。

使用済燃料受入れ・貯蔵施設については、平成11年から操業を開始しており、管理区域内の作業等で使用した木材、紙、ウエス、作業着、ゴム手袋など(当社では、低レベル固体廃棄物として管理)については、第1低レベル廃棄物貯蔵建屋においてドラム缶等の容器に封入し保管管理している。

また、発生した低レベル固体廃棄物をドラム缶等に入れる前の段階として使用済燃料受入れ・貯蔵施設内に仮置きしている。

使用済燃料受入れ・貯蔵施設において発生した低レベル固体廃棄物については、再処理本体施設のしゅん工後に、再処理本体施設にて焼却処理等を行なうこととしている。

今回、再処理本体施設のしゅん工時期を1年2ヶ月延期し、再処理本体施設において焼却処理等するまでの期間が長くなることから、使用済燃料受入れ・貯蔵施設において仮置きしている廃棄物に対する改善を図るよう指示を受けた。

当社としては、指示を真摯に受け止め、速やかに仮置き状況を改善すべく対応していくとともに、改善策ならびにそれらの措置状況について取りまとめ、9月7日までに報告いたします。

	保管廃棄物、仮置き量
第1低レベル廃棄物貯蔵建屋	13, 332本 ^{※1} (貯蔵能力:13, 500本)
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋など	約8, 000本 ^{※1、※2}

※1:単位「本」は、2000ドラム缶換算

※2: 仮置き量は、現時点で廃棄物を仮置きしているスペースの容積から算出した 値であり、変動がありうる。